

○国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員給与規程

(平成27年3月24日規程第28号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 年俸制適用職員は、次の各号のいずれかに掲げる職員とする。

- (1) この規程の適用を希望し、かつ、学長がこの規程の適用について認めた教授、准教授、講師、助教又は助手
- (2) 前号に規定するもののほか、国際交流推進センターの教授、准教授、講師若しくは助教又は大学院学校教育研究科の助教のうち、この規程の適用について同意した者

(給与の区分)

第3条 年俸制適用職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 年俸は、基本年俸及び業績年俸とする。

3 諸手当は、国立大学法人上越教育大学職員給与規程（平成16年規程第42号。以下「給与規程」という。）第2条の表中給与の種類欄に掲げる種類の手当のうち第14条に掲げるものとする。

(給与の支給日)

第4条 基本年俸は、その12分の1の額を月額俸給（以下「俸給」という。）として、その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が休日で月曜日に当たるときは、18日）に支給する。

2 業績年俸は、6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。

3 諸手当の支給は、給与規程第2条の規定を準用する。

(給与の支払)

第5条 年俸制適用職員の給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として職員の同意を得て預貯金口座に所要金額を振り込むことによつて支払うものとする。

(日割計算等)

第6条 新たに年俸制適用職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 年俸制適用職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人上越教育大学職員労働時間、休暇等規程（平成16年規

程第47号。以下「労働時間等規程」という。)第7条に規定する週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当及び初任給調整手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第7条 年俸制適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(給与の非常時払)

第8条 年俸制適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

(4) その他学長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第14条に規定する手当のうち超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに第16条から第19条までの規定を適用する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第7条の規定を準用する。

(端数計算)

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(基本年俸)

第12条 基本年俸の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 計算期間の途中から新たに年俸制適用職員となった場合は、俸給に年俸制適用日から3月31日までの月数を乗じた額を当該年度の基本年俸とする。

3 基本年俸は、別表第1に定めるとおりとする。

4 新たに年俸制適用職員となる者の基本年俸は、学歴、業績、経歴等を勘案し決定する。

5 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、別表第1にかかわらず、基本年俸を決定することができる。

6 前3項の規定により決定した年俸制適用職員の基本年俸は、その者の業績評価に基づき改定することがある。

7 別表第1は、給与規程の改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案しこれを改定する

ことがある。

(業績年俸)

第13条 業績年俸は、業績年俸算定基礎額に年俸制適用職員の業績評価に基づき決定した別表第2に定める成績区分に応じた成績率を乗じて得た額とする。

2 業績年俸の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、業績年俸の計算期間の途中で年俸制適用職員となった者の業績年俸の計算期間の始期は、年俸制適用職員となった日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者の成績区分は、採用の日、昇任の日又は年俸制適用職員となった日以前の業績等を総合的に勘案して決定する。

(1) 新たに年俸制適用職員として採用された者

(2) 年俸制適用職員としての在職期間中に昇任した者

(3) その他学長が定める者で年俸制適用職員となった者

5 第1項の業績年俸算定基礎額は、業績評価の期間が終了した後最初の4月1日における年俸制適用職員の俸給及び次項に定める役職段階別加算額の合計額とする。

6 役職段階別加算額は、俸給に職名に応じて別表第3に定める加算割合を乗じて得た額とする。

(諸手当)

第14条 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、大学入試センター試験業務手当、免許状更新講習業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び寒冷地手当とし、それぞれ給与規程第25条から第27条まで、第29条から第31条まで、第32条の2及び第32条の3、第36条から第40条まで及び第45条の規定を準用する。

(休職者の給与)

第15条 年俸制適用職員が、就業規則第13条の規定により休職にされたときの給与は、給与規程第20条の規定を準用する。

(育児休業等の給与)

第16条 年俸制適用職員が、労働時間等規程第29条の規定により育児休業をするときの給与は、給与規程第21条の規定を準用する。

(育児短時間勤務の給与)

第17条 年俸制適用職員が、国立大学法人上越教育大学職員育児休業規程(平成16年規程第48号)第20条の規定により育児短時間勤務をするときの給与は、給与規程第21条の2の規定を準用する。

(介護休業等の給与)

第18条 年俸制適用職員が、労働時間等規程第30条の規定により介護休業をするときの給与は、給与規程第22条の規定を準用する。

(給与の減額)

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは、給与規程第23条の規定の例により給与を減額して支給する。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

号俸	助教・助手		講 師		准教授		教 授	
	基本年俸	月額俸給	基本年俸	月額俸給	基本年俸	月額俸給	基本年俸	月額俸給
1	3,000,000	250,000	3,480,000	290,000	3,960,000	330,000	4,440,000	370,000
2	3,480,000	290,000	3,960,000	330,000	4,440,000	370,000	4,920,000	410,000
3	3,960,000	330,000	4,440,000	370,000	4,920,000	410,000	5,400,000	450,000
4	4,440,000	370,000	4,920,000	410,000	5,400,000	450,000	5,880,000	490,000
5	4,920,000	410,000	5,400,000	450,000	5,880,000	490,000	6,360,000	530,000
6	5,400,000	450,000	5,880,000	490,000	6,360,000	530,000	6,840,000	570,000
7	5,880,000	490,000	6,360,000	530,000	6,840,000	570,000	7,320,000	610,000
8	6,360,000	530,000	6,840,000	570,000	7,320,000	610,000	7,800,000	650,000
9	6,840,000	570,000	7,320,000	610,000	7,800,000	650,000	8,280,000	690,000
10	7,320,000	610,000	7,800,000	650,000	8,280,000	690,000	8,760,000	730,000
11	7,800,000	650,000	8,280,000	690,000	8,760,000	730,000	9,240,000	770,000
12	8,280,000	690,000	8,760,000	730,000	9,240,000	770,000	9,720,000	810,000

別表第2（第13条関係）

成績区分	成績率
S：極めて顕著な業績がある者	Cに70～100%加算した率
A：特に顕著な業績がある者	Cに40～70%加算した率
B：顕著な業績がある者	Cに10～40%加算した率
C：（標準）	学長が定める率
D：顕著な業績がない者	Cに10～40%減算した率

別表第3（第13条関係）

職 名	加算割合
教授	100分の15
准教授・講師	100分の10
助教・助手	100分の5